

平成26年8月11日

副本線の減速解除について

平成25年9月の函館線大沼駅貨物列車脱線事故に伴う調査等において、軌道変位検査データの書き換えが判明したため、主に特急列車等が走行する「本線」については、高速軌道検測車による信頼性の高いデータで安全を確認しましたが、分岐器を含む副本線については信頼性の高いデータでの確認ができなかったため、減速運転（45 km/h以下）による安全確保の措置を平成25年11月12日から実施してまいりました。

その後、雪解け後の4月以降実施の定期検査が終了し、統一した検査記録簿の使用など新たなルールに基づいた検査により軌道変位の状態を把握し、分岐器を含む副本線についても安全の確認ができたことから、平成26年8月18日に副本線の減速運転の解除を予定しています。

安全確認の方法

- 雪解け後、新しい指導により軌道変位検査を実施。
 - 全分岐器（本線・副本線約2100組）の軌道変位検査および補修を7月18日までに終了。
 - 副本線（一般区間）の軌道変位検査についても、セキュリティーの向上とデータ処理を自動化した新型トラックマスターにより7月末までに実施し、8/12に補修終了予定。
- ※なお、トラックマスター未実施箇所（分岐器の約半数と副本線のごく一部）については、特別講習修了者が検査を実施。